

危険ブロック塀等安全対策事業補助金

危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去を行う者を対象に、予算の範囲内で撤去工事に要する費用の一部を補助します。

▶対象となるブロック塀

倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、次のいずれにも該当するもの。

- ①神崎小学校及び米沢小学校の各敷地からおむね500m以内の区域に存在すること
- ②接する道路面からの高さが1.2m以上あること
- ③道路等に面していること

▶対象者

次のいずれにも該当する者。

※既に補助金の交付を受けた者は対象者となりません。

- ①危険ブロック塀等を所有している者
- ②町税等に滞納がない者
- ③土地又は建物の販売を目的として危険ブロック塀等の撤去を行うものでない者

▶対象工事

危険ブロック塀等の撤去工事

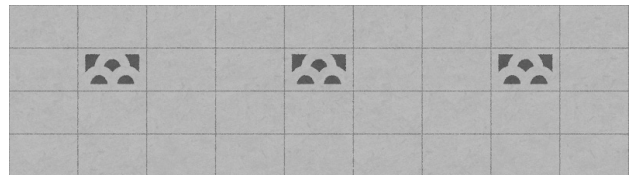
※既に着工又は完了してしまった工事は対象とならないため、必ず工事着手前に申請してください。

▶補助金

撤去工事に要する費用の額の3分の1に相当する額（上限10万円）

▶問合せ・申込み

まちづくり課建設係 ☎2114



住宅リフォーム補助金

町民の定住化及び神崎町への移住・定住の促進を図るとともに、神崎町の産業の活性化に資することを目的とし、住宅のリフォーム工事を行う者を対象に、予算の範囲内で当該工事に要する費用の一部を補助します。

▶対象工事

神崎町に所在する一戸建ての住宅のリフォーム工事を行う者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- ①町内業者が行なう工事
- ②その請負の対価の額が20万円以上の工事
- ③他の制度による補助の対象とならない工事
- ④その完了予定時期が当該年度の3月20日以前である工事

※既に着工又は完了してしまった工事は対象とならないため、必ず工事着手前に申請してください。



▶対象者

次のいずれにも該当するもの。

※既に補助金の交付を受けた者は対象者となりません。

- ①当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とする者
- ②当該対象住宅を所有している者
- ③自己及びその属する世帯の世帯員のいずれにも町税、介護保険料、保育料、水道料の滞納がない者

▶補助金

リフォーム工事に要する費用の額の10分の1に相当する額（上限30万円）

▶問合せ・申込み

まちづくり課建設係 ☎2114